

各都道府県・各政令市浄化槽担当部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公共浄化槽使用料の支払い猶予等の  
柔軟な措置の実施及び公共浄化槽使用者への周知について

令和3年1月22日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

公共浄化槽使用料につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年3月18日付け環循適発第20031854号）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に公共浄化槽使用料の支払いに困難を来している公共浄化槽使用者を対象として、公共浄化槽使用料の支払い猶予等の柔軟な措置の実施を検討していただくよう、従前より要請してきたところです。

つきましては、公共浄化槽等整備推進事業（旧：浄化槽市町村整備推進事業）を実施している浄化槽管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者を始め、一時的に浄化槽使用料の支払に困難を来している浄化槽使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、公共浄化槽使用者への周知を徹底していただきますようお願いいたします。具体的には、水道部局等とも連携しつつ、ホームページや広報誌等に支払猶予等の措置内容や申請方法等に関する情報を掲載すること、生活困窮者支援窓口や事業者支援窓口において措置内容等を紹介することなどにより、一時的に公共浄化槽使用料の支払に困難を来している公共浄化槽使用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、周知徹底をお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以上